

2009年6月12日  
(揭示期限同7月11日)

組合員 各位

生活協同組合コープながの  
代表理事 理事長 古田好男

## 公 告

コープながの第17回通常総代会(2009年6月11日・松本市で開催)において、共済割戻金及び出資配当金処分が決定しましたので公告します。

### 1. 共済割戻金

#### (1)対象となる組合員

2009年3月20日現在生活協同組合コープながのの組合員であり、かつ、2009年6月11日に在籍の組合員の方

#### (2)計算対象期間

2008年3月～2009年2月までの支払い済み掛金額です。

#### (3)割戻額

総合共済事業及びこども共済事業における利用額(掛金総額)の19%とします。

#### (4)出資金への振り替え

- ①第17回通常総代会剰余金処分の決定に基づき、共済割戻金は7月20日(月)に出資金に振り替えさせていただきます。
- ②出資配当金の返金を希望される方は、12月11日(金)までに別途手続きが必要となります。

### 2. 出資配当金

#### (1)対象となる組合員

2009年3月20日現在生活協同組合コープながのの組合員であり、かつ、2009年6月11日に在籍の組合員の方

#### (2)計算対象期間

2008年3月21日～2009年3月20日

#### (3)配当額

出資金拠出額(残高)の0.4%相当額とします。なお、出資配当金については20%の所得税が源泉徴収されます。

#### (4)出資金への振り替え

- ①第17回通常総代会剰余金処分の決定に基づき、出資配当金は6月11日(木)に出資金に振り替えさせていただきました。
- ②出資配当金の返金を希望される方は、12月11日(金)までに別途手続きが必要となります。

#### ※利用割戻金について

割戻しの対象となる事業の経常剰余がマイナスであったため行いません。

以 上